

令和2年度 第1回寝屋川市社会福祉審議会（資料説明）

1 社会福祉審議会専門分科会の実施状況について【資料1】

平成31年4月23日から令和3年1月19日までに実施いたしました民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、児童福祉専門分科会、社会福祉法人設立認可等審査専門分科会の開催状況でございます。

2 福祉3計画の策定について

寝屋川市では、「地域福祉計画」、「高齢者保健福祉計画」、「障害福祉計画及び障害児福祉計画」について、今年度に計画年度が終了することから、来年度を開始年度とする新たな計画を策定しています。

現在、それぞれの計画案がまとまりましたので御報告いたします。

3計画は、令和3年2月1日からパブリック・コメント手続を行います。

3 第4次寝屋川市地域福祉計画【資料2-(1)】

第4次寝屋川市地域福祉計画（概要版）【資料2-(2)】

第4次市地域福祉計画は、これまでの地域福祉の取組の進捗や、国・府などの動向を踏まえ、今後ますます複雑化・複合化していく福祉課題に適切に対応するため、策定するものです。

計画の策定にあたっては、市民や福祉関係団体を対象としたアンケート調査を実施するとともに、学識経験者や公募市民で構成される市地域福祉計画推進委員会で計画案をまとめてまいりました。

地域福祉計画は、社会福祉法により、高齢、障害、児童などの個別計画の基盤となるものと位置付けられています。また、今計画では、国が策定を求める成年後見制度利用促進計画と地方再犯防止推進計画を包含した計画といたしました。

計画の基本理念は、子どもからシルバー世代まであらゆる世代の市民の地域福祉の意識醸成を図り、地域の人々が、助けあいの心でつながり、市民自らが地域共生社会の実現を推進していくことができるよう、

「地域共生社会の実現に向けた仕組みの充実」 といいたしました。

また、計画の中で4つの施策の方向性と10の重点取組を定め、それぞれの重点取組について、[5年後を見据えた課題]、[あるべき姿・目指すべき姿〈ビジョン〉]から[今後の方向性]を導き、[主な取組]をまとめております。

4 寝屋川市高齢者保健福祉計画【資料3-(1)】

寝屋川市高齢者保健福祉計画（概要版）【資料3-(2)】

高齢者保健福祉計画（2021～2023）は、介護保険事業を含む高齢者保健福祉のさまざまな取組を市と市民・団体・事業者・関係機関等が協働してすすめるための指針として、老人福祉法（第20条の8）に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法（第117条）に基づく市町村介護保険事業計画とを一体的に作成するものであり、国の基本指針、府の指針をふまえて策定するものです。

計画の策定にあたっては、市民のニーズや意見を反映した計画とするため、本市の高齢者保健福祉に関わる市民・団体・事業者・関係機関の代表者等で構成する「寝屋川市高齢者保健福祉計画推進委員会」で介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等により把握した生活や介護の実態やニーズも参考に意見交換を行い、計画案をまとめてまいりました。

計画の基本理念は、中長期的な視点で2025年を目途とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んできていることを踏まえ、本計画の理念をよりわかりやすく表現するため、

『安心して暮らせる「地域包括ケア」の仕組みづくり』といたしました。

また、「すべての取組みで大切にする考え方」、基本理念を達成するための取組の柱となる「基本目標」及び「目標を実現するための取組み」、取組みを推進するに当たり先導的な役割を担う「重点的に取り組む事項」をまとめるとともに、計画期間である今後3年間の介護保険事業の実施に係る各種数値を「介護保険サービス等の推計と介護保険料」としてまとめています。

5 寝屋川市障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）【資料4-(1)】

寝屋川市障害福祉計画（第6期）及び障害児福祉計画（第2期）（概要版）

【資料4-(2)】

寝屋川市障害福祉計画（第6期計画）及び障害児福祉計画（第2期計画）

は、寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）で定めた「障害者支援の基本方向」と「障害者支援の推進方向」に基づき、本市の障害者支援をとりまく状況の変化などを踏まえて、長期計画の計画期間後半の推進を図るため、策定するものです。

計画の策定にあたっては、当事者のニーズを把握するためのアンケート調査やタウンミーティングを実施するとともに、公募市民や当事者・事業者・関係団体の代表者等で構成される市障害者計画等推進委員会で計画案をまとめてまいりました。

この計画は、障害者総合支援法（第88条）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法（第33条の20）に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、ライフステージを通じた支援を行う障害児支援サービスや障害福祉サービス等を推進するための計画であり、国の基本指針や大阪府の基本的な考え方を踏まえたものとなっております。

また、この計画では、寝屋川市障害者長期計画（第3次計画）で定めた「障害者支援の推進方向」に基づく取り組みを推進するため、18項目の「成果目標」を設定しております。そのうちの「②『包括的な支援』につながる相談支援体制の充実」「⑤多様なニーズに対応する生活支援サービスや活動の充実」「⑦多様なニーズに対応する障害児や親への支援の充実」「⑩障害者雇用等の拡充と定着への支援の充実」の4つの項目を《重点的に取り組む事項》として定め、各目標における先導的な取り組みをまとめております。